

## 第 14 回小田原市市民活動推進委員会 会議録

- 1 日時：平成 31 年（2019 年）3 月 10 日（日）午前 9 時 20 分～
- 2 場所：小田原市役所 602 会議室
- 3 出席者：前田委員長、有賀副委員長、原田委員、益田委員、加藤委員、戸田委員、山田委員、大森委員、菴原委員  
事務局：府川課長、村田副課長、岡崎主査、樽木主事（議題（1）②から）
- 4 欠席者：杉崎委員
- 5 資料：
  - ・次第
  - ・資料 4-1 UMECO 市民活動応援補助金交付要綱について
  - ・資料 4-2 UMECO 市民活動応援補助金交付要綱（案）
  - ・資料 4-3 UMECO 市民活動応援補助金審査会設置要綱（案）

### 6 会議内容

#### ■ 開会

委員長：ただいまから、第 14 回小田原市市民活動推進委員会を開会する。

本委員会の会議は原則公開となっているが、議題（1）市民活動応援補助金第二次審査は、市民の間に不当な影響が生じないようにし、かつ特定の者に不当な利益又は不利益を与えないようにするため、小田原市情報公開条例第 24 条第 3 項に基づき「非公開」とする。

#### ■ 議題（1）市民活動応援補助金第二次審査【非公開】

#### ■ 議題（2）諮問事項①補助金制度について

委員長：それでは、議題（2）①補助金制度について、説明をお願いしたい。

（事務局 資料 4-1～4-3 に基づいて説明）

委員長：ここで資料確認の時間をとる。

（資料確認（10 分間））

委員長：特に確認を要する点等はあるか。

事務局：新制度では、当初申請時に「企画提案書」ではなく「交付申請書」を提出いただくなど、流れを簡素化したほか、団体が暴力団等に該当するか確認するために行っていた神奈川県警察本部への照会時期を、交付決定直前から当初申請直後に変更した。このことに伴い、特に当初申請時の提出書類を見直した。

補助金交付要綱の第 6 条第 1 項第 6 号に、当初申請時の提出書類として、任意団体については「会員名簿」を規定した。現行制度では「役員名簿」としており、3 人以上の市民で構成していることが確認できない場合のみ「会員名簿」の提出を求めているが、煩雑であるので最初から「会員名簿」が必要なこととする案である。しかし、団体によっては会員数が 100 人を超えることもあり、これでよいか、ご意見をいただきたい。なお、法人格を有する団体については、神奈川県警察本部への照会にあたり必要であるため、「役員等氏名一覧表」を必須とし、3 人以上の市民を確認できない場合は「会員名簿」の提出を求める想定である。

委員長：「会員名簿」や「役員名簿」には、住所も記載するのか。

事務局：要綱上は規定がなく、任意様式である。応募の手引きにおいて、住所を記載いただくよう案内することは可能であると考えている。

委員：補助金交付要綱第 3 条第 2 項第 3 号で、「法人格を持たない団体にあつては、代表者が暴力団員に該当するもの」とあるが、役員が暴力団員に該当する場合はどうなるのか。

また、同条第 3 項の最後に「当該個人情報本人同意を得るものとする。」とあるが、神奈川県警察本部への照会は全団体について実施するのか。さらに、提供することを本人に拒否されたらどうするのか。

事務局：任意団体の場合は、代表者のみを暴力団員か確認することとなっており、仮に役員が該当

したとしても補助の対象外とはならない。

神奈川県警察本部への照会は、申請のあった全団体について実施する。また、交付申請書の様式にチェック欄を設けており、提供することに同意しないと、申請できないこととしている。

委員長：任意団体の場合は役員が暴力団員であっても対象外とはならないということだが、法人の場合は、一般の会員が暴力団員であっても対象外とならないという理解でよろしいか。この照会の範囲は、どのようにして決定したのか。

事務局：そのとおりである。

照会の範囲については、小田原市暴力団排除条例の規定に準じたものである。

委員長：第6条第1項第4号の「役員等氏名一覧表」と、同項第6号の「会員名簿」の違いは、記載対象者か。また、名称について、片方は「氏名一覧表」、片方は「名簿」となっているが、何か理由があるのか。「会員名簿」は「会員等氏名一覧表」等ではいけないのか。

事務局：「役員等氏名一覧表」は役員のみ、「会員名簿」は役員を含めた会員全員を記載いただく。また、「役員等氏名一覧表」については法人のみ提出を要する書類で、要綱で様式を定めており、神奈川県警察本部への照会に同意することを示す押印欄等がある。「会員名簿」の方は任意団体のみ提出を要し、任意様式となっている。

名称については、明確にこれではいけないということはないが、単なる名簿ではなく、照会に同意することを示す文書であることから、現行制度から引き続き「役員等氏名一覧表」とし、これと区別するため、もう一方の名称を「会員名簿」としている。

委員：「会員名簿」の方は団体独自の様式でよく、「役員等氏名一覧表」は市の定めた様式でないといけないのか。

事務局：そのとおりである。単なる名簿ではなく、生年月日等も記載いただくので、そういう差から「一覧表」という異なる名称を用いている。

ここまでにいただいたご質問で、少し分かりにくい整理となってしまうと感じるので、第6号「会員名簿」は「役員名簿」とし、法人格の有無にかかわらず、3人以上の市民を確認できない場合は第7号「その他指定管理者が必要と認める書類」として「会員名簿」の提出を求めることとしたい。

委員長：それでは、そのように修正することとする。

ほかに何かあるか。

事務局：補助金交付要綱の様式第3号「UMECO市民活動応援補助金事業計画書」について、特にご意見を伺いたい。

例えば、今回審査を行っていただいたが、単に各項目の表題と内容が見やすかったか、といったことから「2 事業の内容とスケジュール」は「内容」と「スケジュール」に分けた方が分かりやすいか、等である。

委員：補助金ではないが、事業者に融資する際に同じ趣旨の書類を提出いただいている。なぜこの事業を行おうと考えたのか、目的、手段等、各要素はできるだけ分けた方がよい。また、「内容」等、この文言でよいのかも検討すべきである。

委員長：審査する側としては、罫線があった方が分かりやすい。また、「効果」と「今後の展望」も分かれていた方がよいだろう。今回申請事業の中にも分かりにくいものが見受けられたが、事業実施年度で実現できることと、さらにその先で実現したいことが区別されている必要がある。

委員：様式第4号「UMECO市民活動応援補助金事業収支予算書」については、申請事業だけの収支と、団体全体の収支が分けて記載されることが望ましい。補助金が他事業に流用されないかの確認もできるし、そもそも書かれているのが申請事業だけなのか、団体全体の予算なのか分かりにくい、という課題も解決できる。

事務局：様式第2号「団体の概要」に、申請日の年度における団体としての予算を記載する欄がある。一般的には、団体全体の予算は年度末から年度初めに決定するため、10月から12月である補助金申請時点で確定させるのは難しいだろう。

委員：それならば、「収支予算書」に「申請事業のみ」等の文言を加えるのはどうか。

委員長：その形がよいだろう。

- 事務局：「団体の概要」の「年間予算」については、団体の総会資料等を添付する想定で「別添のとおり」としてもよいかもしれない。
- 委員長：スタートアップコースでは、新規の団体が多く、団体全体の詳細な予算書を作成していないこともあるので概要を記載するのみとし、ステップアップコースでは予算書の添付を義務付ける、ということも考えられる。
- 委員：審査会設置要綱第3条について、市長から委嘱された市民活動推進委員会委員が、さらに指定管理者から審査会委員として委嘱を受けるということによろしいか。
- 事務局：そのとおりである。
- 委員長：第10条では委員謝礼の額が記載されているが、市民活動推進委員会委員の報酬額よりも高いと思われないようにしなくてはならない。
- 事務局：2回の審査とその他数回の会議出席等を含めた1年間分の総額であるので、誤解のないように説明したい。
- 委員：交付要綱第5条第3項各号にある「一」とは何か。
- 事務局：条文でよく使う表現で、「ひとつ」という意味である。
- 委員：様式第1号について、代表者の職というのは、例えば何を記載するのか。  
また、同様式の上から2つ目の※印の「□のチェック欄を黒く塗りつぶしてください。」は、他の箇所と合わせて「□にチェックしてください。」の方がよいのではないか。
- 事務局：職は、団体における代表者の肩書、例えば「代表」や「理事長」等を記載いただく。  
2つ目の※印の文言については、ご意見のとおり修正したい。
- 委員長：団体や代表者の住所等を記載する欄が小さいので、実際に使用する用紙では大きくしていただきたい。
- 委員：誓約及び同意する旨の文言だが、ひな形などはあるのか。対象を広げて「反社会的勢力」ではないことについての文言にすべきではないか。
- 事務局：神奈川県警察本部への照会を行う根拠は小田原市暴力団排除条例であり、この条例では「市は、補助金、利子補給金その他相当の反対給付を受けない給付金を交付する事業の実施により暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することのないよう必要な措置を講ずるものとする。」と規定しているため、照会の対象は「暴力団または暴力団員」ではないこととしている。
- 委員長：それでは、以上の意見等を踏まえ、事務局において検討を進めることとする。本要綱はいつまでに確定するのか。
- 事務局：当初は4月施行予定であったが、指定管理者との調整の中で、5月か6月に延期することとなった。要綱の最終版については、5月の委員会において、または別途郵送等でお送りし、確認いただきたいと考えている。

## ■ その他

委員長：その他について、事務局から願います。

(事務局 今後の会議日程の確認)

※今後の会議日程及び場所は次のとおりとする。

第15回委員会 …… 5月20日(月) 午前 UMECO

第16回委員会(事業報告会) …… 6月29日(土) 午後2時～ UMECO

## ■ 閉会